

### 基本的考え方

劇場、観覧場、映画館、集会所及び公会堂等は、社会参加や文化活動の拠点であり、誰もが利用することを想定し、次の点に配慮する。

- (1) 玄関等から誰もが迷うことなく、安全かつ容易に観客席に到達できるよう、動線や経路等を計画する。
- (2) 不特定かつ多数の者が出入口や通路等に集中する機会が多いため、それらの幅員を十分にとり、特に車いす使用者用客席とその周辺スペースは十分確保する必要がある。

整備基準	観客席	解説図
<p>(1) 別表第1の1の表3の項及び4の項の公益的施設に固定式の客席を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者が利用できる客席(以下「車いす使用者用客席」という。)を設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用客席は、客席の数が400席以下の場合は2以上、400席を超えた場合には2にその400席を超える席数200席(その超える席数が200席に満たない場合又はその超える席数から200席の整数倍の席数を控除した席数が200席に満たない場合は、当該200席に満たない席数を200席とする。)ごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用客席は、幅は85センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用客席の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。</p> <p>(2) 別表第1の1の表3の項及び4の項の公益的施設の客席の用途に供する部分のバリアフリー経路を構成する出入口から車いす使用者用客席に至る経路のうち、1以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合は、11の項に定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p>	<p>図 17-1 車いす使用者用の客席、観覧席</p>	

11の項とは、「バリアフリー経路を構成する傾斜路」(2-52頁)で規定する基準である。

## 整備基準の解説

(1) 劇場、観覧場、映画館又は演劇場、集会場、公会堂には「車いす使用者用客席」を設ける。

図 17-1 車いす使用者用客席、観覧席

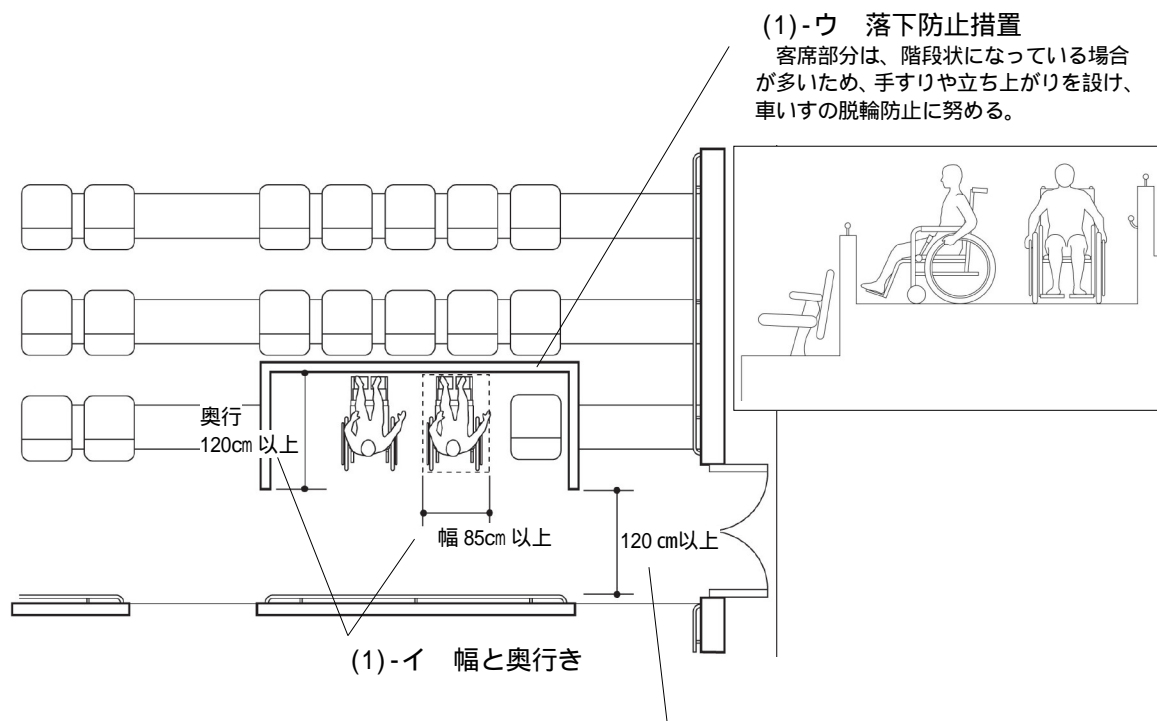
(1)-ア 車いす使用者用客席の数

(全体の客席)	(車いす使用者用客席)
400 席以下	2 席以上
401 ~ 600 席	2 + 1 = 3 席以上
601 ~ 800 席	2 + 2 = 4 席以上
⋮	⋮

車いす使用者用客席数 (401 席以上の場合)

$$= 2 + \frac{x - 400}{200}$$

x : 客席数 後段は切り上げ



(2) 経路

バリアフリー経路を構成する出入口から車いす使用者用客席に至る通路のうち、1 以上を次に定める構造とする。


ア 幅 120cm 以上



イ 高低差がある場合スロープ、踊り場を設ける。

(9 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路(2-52 頁)参照)

## 設計上の配慮事項（動作特性格）

ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

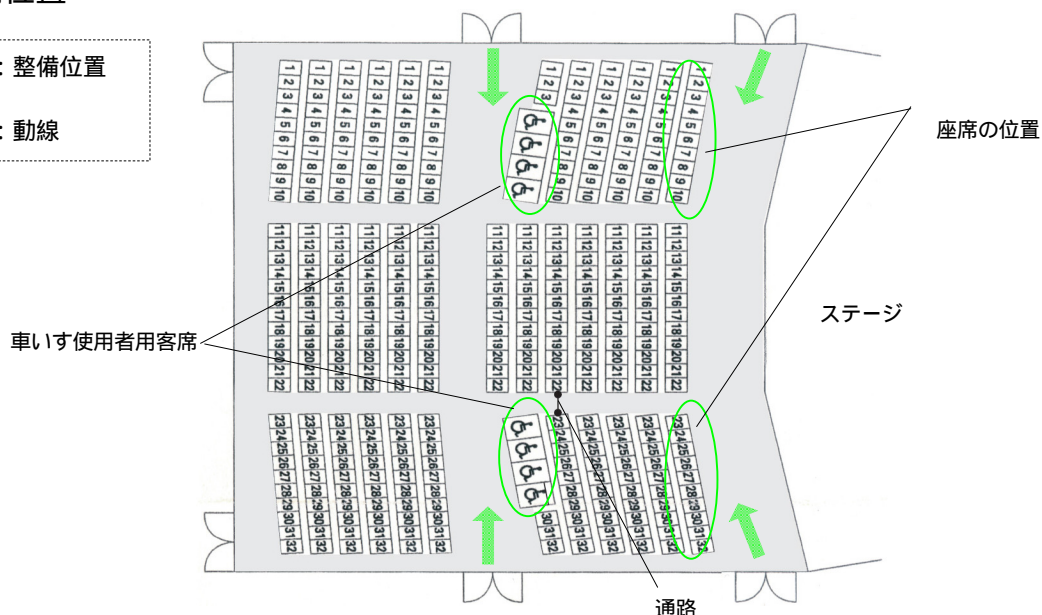
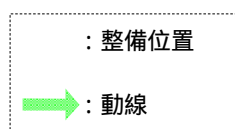
設計 図内 の 番号	肢体不自由 		
	立位移乗	座位移乗	介助移乗
	杖歩行	歩行器等	車いす（自走車いす・電動車いす・介助用車いす等）
通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>通路幅は 120cm を確保し、床面はできるだけ水平にする。</li> <li>出入口から車いす使用者用客席までの通路に高低差がある場合は、「9 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路」2-52 頁を参照する。車いす使用者用客席の前後には、出入り及び回転ができるスペースを設ける。</li> </ul>		
車いす使用者用客席	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置位置は、出入口に近く、段差のない場所、あるいはスロープで容易に到達できる場所であるとともに、避難しやすく、舞台やスクリーンが見やすい場所とする。座席幅は 90 cm 以上、奥行きは 120 cm 以上確保する。</li> <li>席数をできるだけ多く確保するため、一般席を取り外し可能な車いす使用者用客席にしてもよい。</li> </ul>		
手すり、立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者用客席の前方及び側方には、必要に応じて転落防止のための手すりや立ち上がりを設置する。</li> </ul>		
座席	<ul style="list-style-type: none"> <li>通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式や開閉式とすることが望ましい。</li> <li>座席番号、行、列等は見やすいように、大きさや取付け位置等に配慮する。</li> </ul>		

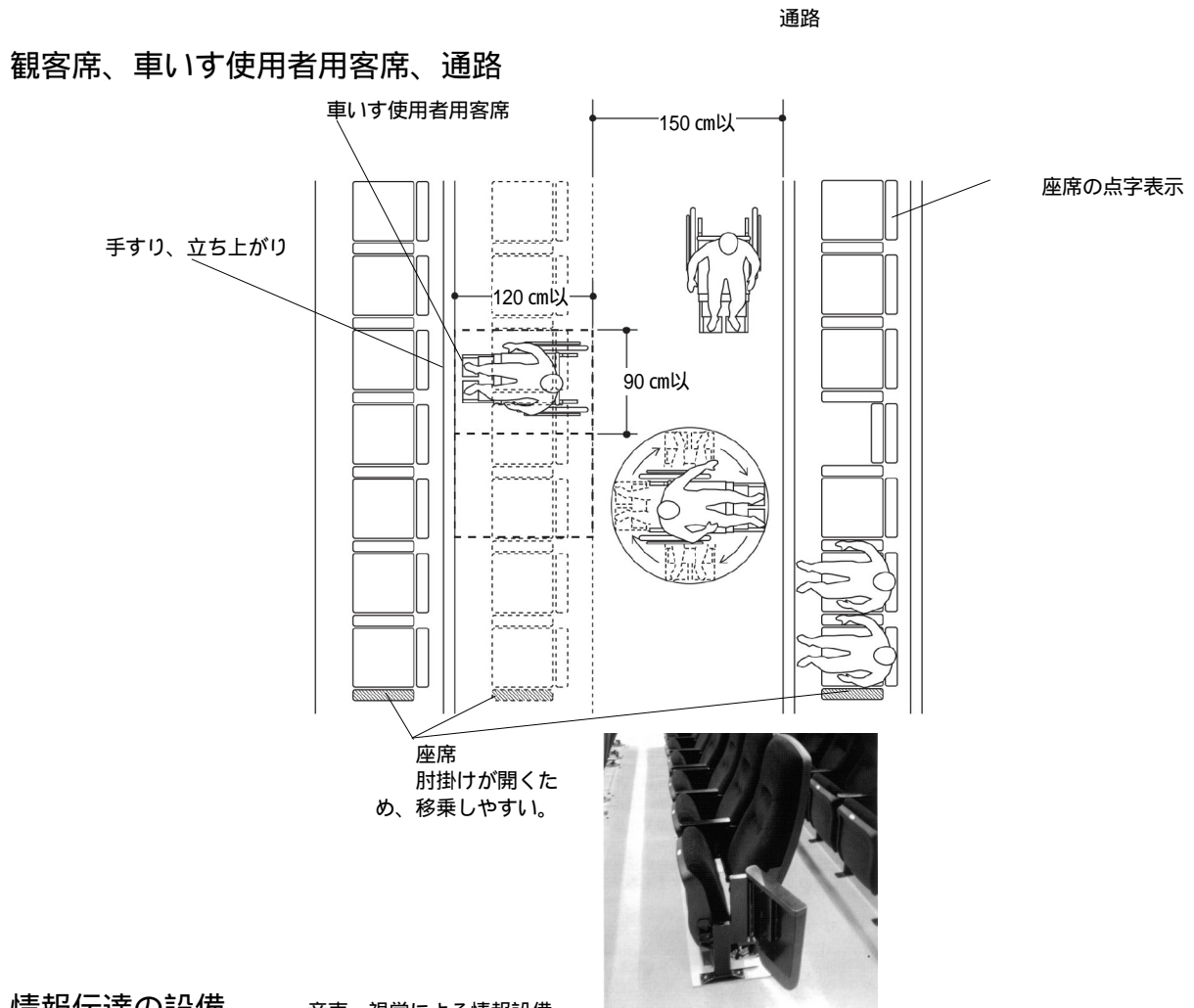
設計 図内 の 番号	視覚障害 	聴覚障害 
	見えにくい(弱視/色盲)    見えない(全盲)	聞こえにくい    聞こえない
座席の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>舞台やスクリーン等が見やすく、出入口に近く、避難しやすい位置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者用集団補聴装置(磁器ループ)に近く、手話通訳や字幕が見やすい位置とする。</li> </ul>
座席の点字表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>座席の行、列、番号等は点字や凸文字で表示し、墨字併記する。</li> </ul>	
音声、視覚による情報設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者用音声情報案内装置等を設置することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、OHP や要約筆記用プロジェクター、スクリーン、聴覚障害者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置、赤外線補聴装置等を設けることが望ましい。</li> </ul>

## 設計上の配慮事項（設計箇所別）

ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

### 整備位置





### 情報伝達の設備

音声、視覚による情報設備

#### 聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ）

床下に配線したループアンテナに、マイクからの音声信号を流すと、ループに電磁波が発生し、補聴器に音声を送られる。雑音が入らず他の補聴器等より効果がある。



#### F M補聴装置（無線式）

F M放送と同じ仕組みで、マイクからの音声をF M波で送り、F M受信機を内蔵した補聴器で聞く。1つのマイクからの音声をいくつかのF M補聴器で受信できる。



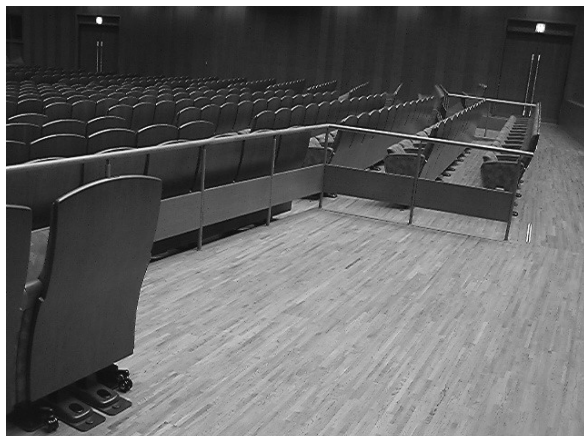
#### 赤外線補聴装置

マイクからの音声を、赤外線送信機を通じて送信すると、赤外線が届く範囲にいる人が、ヘッドホン（赤外線受信機内蔵）で聞くことができる。



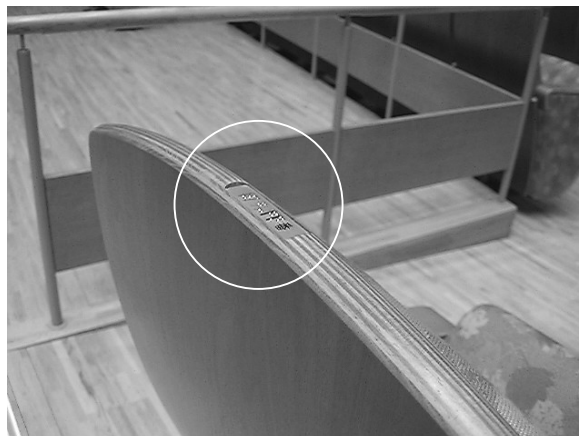
## 整備事例

広い車いす使用者用客席



- ・幅 340cm、奥行 180cm の車いす使用者スペースがあり、隣接する介助者用の椅子は取り外すこともできる。  
(石川県立音楽堂・金沢市)

通路側座席の点字



- ・通路側座席背板に点字で座席番号が表示されている。  
・墨字は、座席周囲のわかりやすい場所に表示されている。  
(石川県立音楽堂・金沢市)

映画館でヘッドホン貸し出し



- ・耳の聞こえにくい方に、ヘッドホンを貸し出している。  
(金沢サティ・金沢市)

最前列の車いす使用者用客席



- ・最前列に車いす使用者用客席を設けている。  
(白山市鶴来総合文化会館クレイン・白山市)

## 管理、人的対応の留意事項

- ・座席への誘導や案内等ができる従業員が、常時配置されていることが望ましい。
- ・視聴覚障害者対応器機は、必要に応じた数を用意し、常に点検整備しておく。

## 知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、音に敏感で静かな環境を望む人や騒がしい環境では情報を聞き分けることが難しい人がいるため、観客席に音的に区画された場所を整備することは有効である。

